

# 朱舜水の「拜官不就」と「明徴君」の称号

韓東育

## 一、ふかく「大明」を愛すと「拜官不就」との間

朱舜水（1600-1682）、浙江余姚の人、名は之瑜、魯嶼と字し、舜水と号す。明滅亡後、明室の恢復を職責とし、長年海外で事に従事した。かつて繰り返し日本に赴いて「援軍を求め」、最後には1659年に日本に定住した。史料の記載を根拠にすれば、「明清鼎革」後、朱舜水は主に舟山を中心として、日本と安南との間を出入りし、15年が経過した。その間日本には7回、安南には6回渡った。その目的をすべて理解する術はないが、大体は、(1) 朝廷の徴辟を避ける [12回以上]、(2) 外国で事に従事し、明朝恢復の勢力を提供する、(3) 日本に赴いて王翊のために明朝恢復の兵を借りる。(4) 海に身を投じて節義を全うする志を遂げる、である。これに対し、石原道博は専門的な人々のために一枚の朱舜水「海外経営」路線図を描き出した。<sup>1</sup>

朱氏の海外漂流の目的のなかで、「朝廷の徴辟を避ける」の項目は、人々の関心を引く。『碑傳集補』に説明するように、朱舜水は「崇禎十七年、特に召し出されたが赴任しなかった。弘光一年、もう一度召し出されたが赴任しなかった。江西按察使司副使及び兵部職方清吏司郎中を授かり、方國安軍を監督したが、また受けなかった。」<sup>2</sup>によって、結果は「臺省〔尚書省〕は弾劾書を交付した。要旨は臣が『傲りたかぶって朝命を受けないのは、臣下の礼がない』というものである。臣はただちに海辺に夜逃げした」のであった。<sup>3</sup> 朱舜水個人の統計によると、官に封ぜられて拝命しなかったのは、全部で12回である。<sup>4</sup> 道理上、明滅亡後に「中華を回復する」ために駆け回って訴え、死に至るまで少しも怠らなかった朱舜水は、最も「大明」を愛し、最も「祖国」のために貢献した人とするべきである。そのうえ、彼と親密に交際した多くの人の記録は、彼の行動に関連する記述も相当具体的である。安東守約の『舜水先生行実』は、「先生はここに仮住まいしているが、いつも故郷に向かって慟哭し、時に北を背にし、ただ邦の仇敵がいまだに恥を雪がないのを憾みとするだけで、闔室が破れたことを悲しみとするのではない。頼みとする者は旧邦の二三の忠臣、仰ぐ者は明室代々の積徳だけである」<sup>5</sup> という。日本に定住した後、舜水もふたたび自らの状況を再現していった、「慟哭すること十七年、悲しみのあまり瘦せおとろえ、十年血を吐き、容貌は悲しみのあまりやせ衰え、顔は枯れ

<sup>1</sup> 石原道博『明末清初日本乞師の研究』、東京：富山房 1945年版、第195頁を参照。

<sup>2</sup> 閔爾昌『碑傳集補』卷三十五「朱之瑜」（『朱舜水集』下冊、北京：中華書局 1981年、第641頁所収）を参照。

<sup>3</sup> 『安南供役紀事』（『朱舜水集』上冊、北京：中華書局 1981年、第31頁所収）を参照。

<sup>4</sup> 『答源光國問先世緣由履歷』（『朱舜水集』上冊、第352頁所収）を参照。

<sup>5</sup> 今井弘濟・安積覺『舜水先生行實』（『朱舜水集』下冊、第617頁所収）を参照。

葉色である。」と。ついには、ことあるごとに自身を責めていった、「<sup>わたくし</sup>瑜は厚かましく生きながらえた。恥としないことがあるか。」と。<sup>6</sup>このような心境にあって、彼は生きている間に清朝の滅亡を見届けることを想像し、もしできない場合は、たとえ死後であってもよいと考えた。そこで彼はあらかじめ容易には朽ち果てぬ棺桶を用意し、「中国恢復」の時には故郷に埋葬されることを図った。この行為は、かつて梁啓超の感慨と思索とを引き起こした。「わたくしは『朱舜水年譜』を作る際、彼の死後の出来事についても若干加えたが、これらはもちろん絶対に欠いてはいけないものである。彼は明朝の遺臣であり、ひたすら満清を駆逐することを考え、後半生は日本に身を寄せ、日本で亡くなった。彼はかつて言った、満人が出境しなければ、私の亡骸が中国に帰ることは望まないと。彼は自ら容易には壊れない靈柩を作り、将来中国に移送できるよう備えた。はたしてその靈柩の生命が満清に比べて長いために、現在でも日本に安置されているのだ。もしわれわれが彼の亡骸が帰還することを要求すれば、彼の願望も叶うのである。わたくしはこの点を考えた上で、『年譜』の後に太平天国の起滅、加えて辛亥革命や清室の遜位、満清が滅亡するに至ったことを記し、朱舜水の願望はわずかに叶ったと見なしたのである。」<sup>7</sup>以下のように言えるかもしれない。朱舜水は日本定住以前に当然明代の政治建設に対して相当の努力を費やし、またその担ったことは正しく、その上、類似の努力や担当は、当然正常な人生の選択であったと考えていたようである。この論理に従って、われわれは朱舜水が南明政権からの徵辟を拒絶しなかったと思われる記録を発見した。これこそ彼の遺作の一つである『上監国魯王謝恩奏疏』である。

『上監国魯王謝恩奏疏』は『監国魯王勅諭』に対する舜水の返信である。<sup>8</sup> 考証によれば、『監国魯王勅諭』は魯監国9年（清順治11年、甲午の歳、西暦1654年）に書かれ、南明政権監国魯王の朱以海が朱舜水を招致して共に明朝恢復の大業を助けるために作られた。舜水の風采が一向に上がらなかったことによって、ただ「身に徵辟の榮を蒙る」の語および「親友門人」がないだけでなく、生前にも魯王の勅諭を他人に示したことはなかった。そのために、朱舜水が病没した頃になって『勅諭』ははじめて弟子達によって発見され<sup>9</sup>、1715年に徳川光圀によって『舜水先生文集』に収録された。<sup>10</sup> 「予は夢でも賢者を求め、首を長くして待ちわびている。ここに特に<sup>みじかいみことのり</sup> 崐 勅<sup>なんじ</sup>をして尔を召す。命令通りに事をすすめ、予を補佐せよ。明朝恢復の事業は、当然、尔の節義や文章に資するであろう。」といった『勅諭』の文字をみれば、魯王の、明室恢復のために賢者を慕う切実な心情は、極致に到達していたことを表わしていた。遙か遠い日本の土地と朱舜

<sup>6</sup> 『中原陽九述略』（『朱舜水集』上册、第13頁）を参照。

<sup>7</sup> 梁啓超『朱舜水先生年譜』附録（『朱舜水集』下册、第729頁）を参照。

<sup>8</sup> 『安南供役紀事』（『朱舜水集』上册、第31-33頁）を参照。

<sup>9</sup> 今井弘濟・安積覺『舜水先生行實』（『朱舜水集』下册、第624頁）を参照。

<sup>10</sup> 『勅諭』原物は、1912年に東京第一高等學校（一説には東京大學図書館）で展示された。2013年9月2日現地時間午後3時、筆者は「水戸徳川家旧藏朱舜水関係史料調査団」一同とともに、熟睡していた百年の文物を探し出した。詳しくは、「朱舜水宛て勅書発見—徳川ミュージアム所蔵資料報告会『一級品の文物』」（『茨城新聞』2013年9月7日付）を参照。

水には定まった場所が無かったことによって、『勅諭』は3年後（清順治14年、丁酉の歳、西暦1657年）の正月、多くの曲折を経てやっと舜水的手中に至った。当時、朱氏は安南で軟禁されており、生死の狭間をさまよっていた。ゆえに『勅諭』をみたあとの厳粛にして感動した朱舜水の心情は想像できる。「本年正月十四日に至って、日本船が来り、主上、監国魯九年三月、黄綾敕諭一道をたまわりもつ。特に臣を召して還らせようとした。<sup>わたくし</sup>臣は平服であえて拜命しなかった。星夜、はじめて処士の巾衣をつくり、謹んで十六という吉日を択び、さらにあえて公所で礼を行なわなかった。自宅に恭しく香炉机を設けて読み、頭を叩きつけて謝恩し、これを遵守せんことを誓う。」<sup>11</sup>「欽此欽遵」とは旧時朝臣が皇帝に向かって奏上する時に使った言葉であり、聖上の旨意はここにあり、<sup>かしまりました</sup>領旨とは命令を遵守して実行することを指す。これが意味するのは、この時の朱舜水はただ魯王の徴辟を受けただけでなく、慇懃にして恐れかしくみ奉っているような態度である。

先に記したように、日本に定住した後、朱舜水は徳川光圀に対して官府の「徴召」を求められた経歴を語っていた。「徴召、薦辟、除擬を通計すると、元院の疏薦を除けば、全部で十二回であり、すべて受けませんでした。この時、天下は大いに乱れ、憲紀は勝手気ままであり、前後ともに聞知せず、内外ともに通達しない有様でした。さらに<sup>わたくし</sup>瑜はひたすら隠し、家人や子弟に厳禁し、一字の露出も許さず、ただ生員と称していました。後に監國魯王が舟山に一時とどまったことにより、時々朝見にあずかり、その際、<sup>かきつけ</sup>朝單を作成するのが筋ですが、恐らく君を欺くに至れば、罪として釈放できませんから、事情を斟酌して、とりあえず貢生と称し、依然として初意を隠していました。ゆえに次々と官を授けられ、それが京であれ外であれ、たちまち高くなったりたちまち卑くなったりしても、まったく秩序はなかったのです。」<sup>12</sup>しかし、字面からして、朱舜水のいわゆる「壹拾貳次」拜命しなかったのは、十一回を示すようである。梁啓超もおおよそ次のように推計している。(1) 崇禎十六年癸未十月、幕府から監紀同知を命ぜられたが、受けず。(2) 崇禎十七年、南都が建設され、江南総兵方国安が先生を推薦して、奉詔特徴するが、就かず。(3) 弘光元年正月、ふたたび奉詔特徴するが、受けず。(4) 四月、江西提刑按察司副使、兼兵部職方司郎中、鎮東伯、方国安軍を監督することを命ぜられるも、拜命せず。(5) 監国二年□月、舟山の守将黄斌卿が先生に昌国県知県を授けたが、受けず。(6) 十月、監察御史管理屯田事務を命ぜられたが、就かず。(7) さらに軍前賛画に請われたが、就かず。(8) 監国五年正月、安洋軍門劉世勛が監紀推官にすすめたが、受けなかった。(9) 吏部左侍郎朱永祐が兵科給事中、さらに吏科給事中にすすめたが、いずれも受けなかった。(10) 礼部尚書呉鍾巒が翰林院の官をさずけようとしたが、受けなかった。(11) 三月、巡按直浙監察御史王翊が孝廉にあげようとしたが、すぐ魯王に疏を奉って辞退した。<sup>13</sup>「十二次」めの辞退について、梁啓超は慌ただしさにあって発見できなかった

<sup>11</sup> 『安南供役紀事』『上監國魯王謝恩奏疏』（『朱舜水集』上册、第31-32頁）を参照。

<sup>12</sup> 『答源光國問先世縁由履歴』（『朱舜水集』上册、第352頁）を参照。

<sup>13</sup> 梁啓超『朱舜水先生年譜』（『朱舜水集』下册、第652、654、656、659頁）を参照。

たようである。それでは、朱舜水のいわゆる「十二次」めの「不拜」または「不受」は、結局どの一回を指すのだろうか。

『監国魯王勅諭』にみられる君臣の話柄から、答えの追求に関するいくつかの参考にするべき手がかりを提示できるかもしれない。これは魯王の真情実意が込められた賢者を求める「特敕」である。「監国」として、魯王がこのような低姿勢と臣下に心の底を打ち明けることができたのは、歴代の「詔勅」のなかでは稀なものに属する。「聖賢の大道を明らかにするものは、当然、強力に退勢を挽回し衡命の志をつくすべきである。もし平然と遠くに去るのであれば、天下のことは誰に任せればよいのか。」「予は夢にも賢者を求め、首を長くして待ちわびている。ここに特にみじかいみことのり 勅なんじをして尔を召す。命令通りに事をすすめ、予を補佐せよ。明朝恢興の事業は、当然、尔の節義や文章に資するであろう。幸免に安んじて他邦にとどまってはいけない。欽しめや。」<sup>14</sup> 朱舜水は返書である『上監国魯王謝恩奏疏』の中で、自分は間違いなく魯王のために尽力して、明室を匡扶したいという忠誠心を示した。「臣には節義や文章の重厚さはありませんが、主上が夢にみた賢者を待ち望むお気持ちにそうことができます。犬や馬が主人を慕う誠や、回天衡命の志となれば、いまだかつて一刻も遅れをとったことはございません。」その上、「臣はすでに急ぎ旅支度を調べ、廿一日暹羅に行き、また転々として志を遂げる計画です。暹羅はるか西南にあるため、心底恐れますのは、主上が臣の苦心をこまかに調べず、私利をはかって聖旨に背くと疑うことです。ですから敕書を捧げ持って恐懼しているのは、ただちに行わないだけなのです。」などの表現をみて、朱舜水にとってはあいかかわらず急ぎ魯王の誠意に身を投じるには不足であったようである。しかし、それは転じて「静かに夏間を待つて船でまず日本にゆき、ふたたび日本から思明（厦門）に到達した」のちに「その道に迂回する」という考え方は、普通理解し難いものである。これも「庸人の臣を見ること此くの如し。竟に狂惑と譏る」といった考えに由来するのであろう。このような世論に対して、彼は「臣の苦衷、明言するに便ならず」以外、いかなる具体的説明も提供していない。またこの時、朱舜水は「安南供役」に遭遇し、ただちに安南人に対して強引に「差官」という厄介事をさせた。彼ははっきりと「安南王」に就かせようとしないう行動が大明の尊厳であり節に殉じて死に赴くこととなると理解していた。転じて『謝恩奏疏』はついに主上と決別する遺言となった。「一旦、意外な事をして死ぬのでしたら、太祖高皇帝及び主上に報告することができません。臣は死んでも責任があります。」<sup>15</sup> 想像するには、もし魯王が返書を受け取った時、舜水のその他の情報を聞いていなければ、舜水を烈士としたことは知るよしもないだろう。しかし、舜水が3ヶ月後に魯王に寄せた別の手紙——『上監国魯王上奏文』の表明は、朱氏は「義に就か」ぬものであり、その上、文中にみえるいわゆる「もし主上が必ず臣を外に捨てるに忍びなければ勅書を藩臣に求め、身柄をこちらに渡すように明言すれば相手はきっと

<sup>14</sup> 『監国魯王勅諭』（『朱舜水集』上册、第34頁）を参照。

<sup>15</sup> 『安南供役紀事』『上監国魯王謝恩奏疏』（『朱舜水集』上册、第32頁）を参照。

もう一度拘留する勇氣はないでしょう」といった朱舜水の助けを求める信号が、もし本当に魯王が安南王に交付した「詔書」に変化したならば、監国の意向には舜水の困苦を解放する重大な権威を構成し得る力量があった。国勢が衰退し、社稷が傾き崩れるといった難局の中では、君臣が互いに守り、道理上当然であることは、とりわけ双方ともに予測不可能な時は、このようなものである。しかし、朱舜水が『謝恩奏疏』の冒頭で大量に羅列した「官を拝して受けず」の旧例は、まるで上述の互保の願望が出現するであろう、ある種の結末を暗示していた。われわれが注意したのは、『謝恩奏疏』中で言及した一回の「受けず」という経歴はちょうど詮臣（朱永祐）、按臣（王翊）と輔臣（張肯堂）とが魯王名義で「孝廉」に挙げた時、つまり彼の「草表懇辭」事件の頃であるという点である。<sup>16</sup> その上、朱舜水はその時伏して魯王の「収回成命」を祈った理由は、つまり「三年喪に服してもまだ葬わず、いつも老い先短い老母を思い悩みます。婚約して七年になりますが娶らず、とばりにゆく妻があるのではと疑います」<sup>17</sup> といった家庭の往事や、道理の無理であって、少しみただけですぐわかる。われわれがさらに注意したのは、朱舜水が安南の厄介事を抜け出した後に到着した第一の駅は、やはり日本であって思明ではなかったという点である。道理上、安南を離れた後、彼がまず到着すべき場所は思明ですらなく、魯王がいる舟山であった。これは彼がはっきり「敕書は舟山より下される」という事実を知っていたためである。<sup>18</sup> 朱舜水はなぜこのように考えたのか。その理由については弟子が代弁している。「先生は故郷に帰ろうとし、ひそかに中興の勢力を調査していたが、何度も窮地に陥り、資本装備は欠乏してしまった。そこで魯王に上奏し現況を陳述したのである。次の年の戊戌夏、さらに日本に到着した。魯王の召によって、日本から思明に到達したいと考えたのは、みずから情実に拠って去就を決定すると考えたからであろう。この時、天下は分裂し、戦争が起こり、安南から直接赴こうとすれば、道路は通行困難である。よって海路を取ろうとしたが、既に舟山は陥落し、先生の師友で兵を率い忠を懐く者、例えば朱永祐、呉鍾巒などは、全て節操を守って死んでいた。先生はこれを耳にして、その進退は窮地に追い込まれた。しかし詳しく時勢を監察し、内密に成敗を推量したかったので、沿海に停留したが、危険に見舞われ、生存の見込みは髪ほどの細さであった。そこで、権勢は攻撃できず、国土は回復できず、敗将は奮い立てぬことを十分に知った。もし内陸にあれば、どうしても清朝の習俗に従わねばならず、冕を壊して裳を裂き、頭を剃って抵抗しないのであれば、海に身を投じる節を全うする志を果たす。明年の乙亥に、また日本に至る」云々。<sup>19</sup> これはもしかすると恩師になり替わって書き出した「臣の苦衷、明言するに便ならず」の謎であるかもしれない。しかし、思明に到達した目的は「みずから情実に拠って去就を決定する」など「見てから考える」という態度に過ぎないが、舜水は監国への「勤王」の意志を表明し、そ

<sup>16</sup> 『安南供役紀事』『上監國魯王奏疏』（『朱舜水集』上册、第31頁）を参照。

<sup>17</sup> 『上監國魯王辞孝廉奏疏』（『朱舜水集』上册、第36-37頁）を参照。

<sup>18</sup> 今井弘濟・安積覺『舜水先生行實』（『朱舜水集』下册、第615頁）を参照。

<sup>19</sup> 今井弘濟・安積覺『舜水先生行實』（『朱舜水集』下册、第616-617頁）を参照。

れは決して『謝恩奏疏』の中で期待したような確固たるものではなかった。更に真実なる情報を加えるならば、朱氏が日本に定住した後、弟子との率直で誠意のこもった以下のせりふを反映すべきである。「魯の国主は私の三詔特徴の事を知らない。私はまた学識をひけらかさず慎重にして、ただ恩貢生を称しただけである。もし当時詳細を知っておれば、敕書は当然にも更に丁重に扱って、このような仕儀に止まらぬであろう。しかし当時詳細を知っておれば、我は必ず舟山にあって死に、日本に来て今日という事があるとはならなかった。してみると万事には全て禍福が互いの因果関係となるということがわかる。詔書特徴は古今の重典であり、命ぜられた進士は、極めて厳粛である。天のおおうかぎりでは、聞知しないことはないが、ただかの時の大乱によって、道はふさがってしまった。だから知らないのだ。」<sup>20</sup>「倚伏」の二字は、老子の「禍は福の倚る所、福は禍の伏する所」の一句より取っている。言わんとするところは、幸い当時の魯王は舜水のことをあまり知らなかった。そうでなければ、彼もこれら殉国者と一緒に「舟山ともに死」し、簡単には免れなかったであろう。このような身分を隠してひそかに喜ばしく思う語気からは、朱舜水が本当に『監国魯王勅諭』の「特勅」を受けたと信用するのは難しい。舜水が決して明確に話題にしなかった「十二回の不拝」は、恐らく彼のこの心情は魯王に対する「陽に受けて陰に拒む」を敷衍した結果であろう。これに対し、朱舜水ははっきりとは言っていないが、十一回の「受けず」の後で言った話によれば、実はすでに婉曲に解答を提供していた。つまり「監国魯九年三月、欽しんで崑敕特召を奉り、謹しんで騰黄奉覧す」<sup>21</sup>である。言外の意味は、魯王が下した『勅諭』に対しても、ただ謹んで仰ぎ見ることしかできなかった。しかし、少し注意する必要がある。つまり朱舜水が微辟しなかったのは、決して彼が『勅諭』に対する意義をも軽視していることを意味しない。それは後の事実が表わしている。「三詔特徴」(『監国魯王勅諭』を加えれば、「四詔特徴」とすべき)を決める「明の徴君」という身分は、かえって朱氏に大いに活用された。安積澹泊が刊行した『明故徴君文恭先生碑陰』にはいう。「徴君は……ふだんからみだりに談笑せず、ただ邦仇が止まっていることを遺憾とし、齒ざしりして涙を流し、老いても衰えなかった。明室の衣冠は、始終変わらない。魯王の敕書は、奉って携行していた。」<sup>22</sup>

それでは、一体いかなる原因がふかく「明朝」を愛しながら「官を拝して就かず」、口では「明室代々の積徳を仰ぐ」と称え、明朝官府の中ではあえていかなる体制的参与をしないという言行をもたらしたのか。これら矛盾する言行はもしかすると朱舜水の明朝に対する「忍恋」を意味しているのであって、おそらく常識で解釈できるような単純なものではない。

<sup>20</sup> 「答安東守約問八條」(『朱舜水集』上册、第370頁)を参照。

<sup>21</sup> 「答源光國問先世縁由履歴」(『朱舜水集』上册、第352頁)を参照。

<sup>22</sup> 安積覺『明故徴君文恭先生碑陰』(『朱舜水集』下册『附録一』、第631頁)を参照。

## 二、「官を拜して就かず」の原因について分析する

朱舜水は日本学生安東省庵に答えた時に言った。もし当時彼が朝廷の「徴辟」を受けただならば、「私も功名の士である。新たに仕官してただちに四品道官となり、京職を兼ね、監軍四十八万、国父大將軍をあずかり、次々と賓主となった。どうして名声が高くないだろうか。どうして全力でこれらを辞退したのか。」しかし、朱舜水の最終決定は結局のところ官吏となる道にかかわっていない。「拜せず」ではなく、「受けず」である。彼が提示した理由は簡単で、つまり「私は天下の事ができないと判断し、その上で辞しているのであって、この態度は洗牛飲牛、羊裘釣魚といった者の比ではなく、また漢季の諸儒が門を閉じ高きを養って名誉に向うのではないことを理解すべきである。」<sup>23</sup>しかし、もし朱氏の「官を拜命せず」の原因を詳細に調べれば、私は三点あるべきと考える。1、自らを保つ需要と衰えた勢いを盛り返す力がないという現実による。2、晩明政治に対して賛同しない。3、明朝の官学に対してすでに信用を失った。ある時には、この三大原因はこもごも入り交じって、互いに絡み合い、互いに影響を持つ。今大体箇条で述べれば次の通りである。

第一の原因は少し表面的に渉るが、朱舜水が向き合った如何ともし難い現実を反映している。史書には、朱舜水の気性は正直率直であり、流俗に同化しないと載せるが、見たところこの非常に優れた品性は、明朝の官界の中ではかえって少し手を動かしただけでも禁に触れ、ややもすれば罪を得る。重要なのは、いったん言行と時の政府の政治とに食い違いが発生した時、本人に重大な過失がもたらされるばかりか、妻子小子や姻戚にも累が及び、それらを簡単には守れないことである。彼はかつてひとたび自らが官に就くことが引き起こすかもしれない不幸を推測していた。「初めて南京松江府の儒学学生となった。いわゆる秀才である。少き時は経世済民の志を抱き、行動はたちまち礼に適った。宗族及び郷の先生は、多く三公と四輔〔天子の補佐役〕を期待していた。弱冠のころ、世道が日増しに壊れ、国是が日増しに非となるを見て、慨然と進仕の願望を絶ち、高踏的な所作をした。いつも妻子に対して云った、『我がもし第一の進士であれば、一県令となり、初年には必ず関係者を捕まえ、次年、三年には、百姓は徳を暗唱し、上官は称賛され、かならず科の道を得る。この建言によれば、我は必ず大罪を得て、一身一家は守れない。とはいえ浅はかな衷心と激烈な心をしまいこみ、じっとこらえて弘済の志を隠し持つことはできない。だから昇進する志を絶ったのだ』と。」<sup>24</sup>その上、一步譲って言ったとしても、たとえ政治に参与して官を受け、敗色濃厚な明の朝廷に対して建言したからといって、まるで「一本の木は支え難し」のようで役に立たない。だから、徳川光圀が官を辞職した理由を聞くに及んで、舜水は決して自らの無力感の告白を回避しなかったのである。「之瑜は少壯の時に家を齊え身を修め、もともと功名鐘鼎〔富貴〕

<sup>23</sup> 「答安東守約問八條」(『朱舜水集』上册、第371頁)を参照。

<sup>24</sup> 今井弘濟・安積覺『舜水先生行實』(『朱舜水集』下册、第613頁)を参照。

に志していましたが、儉壬〔小人〕の禍にあうことに激怒し、立ちどころに社稷の傾き崩れるのを見ました。幸運にも二度の特徴にあい、百年の鉅典とはいえ、特徴ははるかに科目貢挙に勝る荣誉です。しかしひっくり返った建物は一本の木が支えるものではありません。大川はどうして一人で救う場所でしょうか。火から救おうとする時は、事前に煙突を曲げるといった対策を計るべきですが、支柱は必ず棟が壊れた後に補うことはありません。情を忍んで辞遜しなければならないのは、もともと名を求めて高きを養おうとするものでないからなのです。」<sup>25</sup> 小宅生順に対しても類似の表出があった。「僕はもともと人民と万物を本懐とし、安んじ静めたいとの思いは切実である。あえて石隠を高しとして、自ら名誉をほこるのではない。ただ一木の微意は、人が傾かせた建物を支えることである。近くであれば他人の過ちに責任を持つこととなり、遠くであれば後の君子に執筆させてあざ笑うという無為をする。だから死の苦しみに耐え、しないのである。」<sup>26</sup> 彼は明らかに公事のために私人の危険を冒すとは思わず、更には人に代わって過ちを受けるとは思わず、永遠にすすぐことのできない無実の罪を蒙ったのである。

第二の原因は言うまでもなく上述と関係がある。しかし実際には朱舜水の忌避と当塗の人どもがぐるになって悪事を働く性格とによってより激烈切実な考えとなり、それは彼の晩明政治に対する深刻な否定的態度として表れた。そこで、ちょうど安東省庵が「先生は徴辟されても就かれませんでした。その義はどうなのでしょう」と問うた時、朱舜水は答えていった。「私を徴した時、国政をつかさどる者は馬士英であり、彼は奸相である。その時馬士英はその私人である周某を派遣し、私の親類である何士波〔進士、名は東平、河南の解元、つまり小女の舅〕とともに、寓居に来て再三にわたって説得し、とても懇懇な態度で接した。もし私がひとたびその官を受けたならば、必ず特別の待遇を受ける。特別の待遇を受けた以上、当然聖恩に感謝して報いようとすべきである。もし馬士英とともに首尾すれば、奸臣の仲間である。もし直ちに無私にことを行えば、義に背き恩を忘れ、君を挙げて自身で伐つのである。皆君子の議を免れず、天下の万世の罪である。だから一家の命運をも顧みず力めて辞退したのである。」<sup>27</sup> 注意深い者は発見することができるだろう。第一の原因の中では、朱舜水はまだ「一身一家を守れない」といった個人利害の段階で辞官の問題を考慮していた。しかし、もしやむを得ず「官を受け」れば万世の悪評を引き起こし、その上もし万辞を尽くてもそれは承諾の語ではないのだから、彼は「一身一家の命」に連なることすらも放置して問題にせず、惜しむようなことはなかった。しかし、朱舜水の「むしろ君子の鞭撻に遭って、小人の恩を受けず」といった正直な人格の背後には、また彼の明廷の頑迷な症状に対する核心をつく省察が潜伏している。彼からすると、清軍の南下は、もちろん中原が恥ずかしめを蒙り、結局は夷狄が夏〔中国〕を滅亡させるに至る。しかし、もしも腐心の木でなければ、清人はまた強大であり、断じて一撃のもとに打ち砕くような功労はない——彼は明らかに

<sup>25</sup> 「答源光國問先世緣由履歷」（『朱舜水集』上册、第352–353頁）を参照。

<sup>26</sup> 「答小宅生順書」（『朱舜水集』上册、第311頁）を参照。

<sup>27</sup> 「答安東守約問八條」（『朱舜水集』上册、第371頁）を参照。

すでに明が亡びる原因を明朝自身に向け、「物は必ず自然に壊れ、その後、人がこれを壊す」という無法逆転の論理は必然であり、そしてこれこそ本当の「致虜之由」であると考えた。「中国に逆虜の難があり、恥を万世に残すのは、本当に逆虜の負恩であって、中国の士大夫が自ら取ったものでもある。語に言う「木は必ず朽ちてしかる後蛀が生じる」と。まだ不朽の木がなくとも、蛀は生じることができる。楊鎬は寇を養って国を売った。この前事についてくどくどと言う暇はない。たとえば崇禎末年、搢紳の罪悪が満ちて、庶民には痛く骨髓まで染み、みな『時の日曷ぞ喪びん、汝と皆に亡びん』の心であった。だから流賊が入って内外応え、逆虜が入って刃を迎えて竹を破り、その邪説流言に惑わされ、意外にも前途の裏切る勢いがあった。いったん瓦解すれば、收拾がつかないだけである。さもなくば、河北の二十四郡にはどうして堅牢な城がなく、どうして一人として義士もおらず、最後には戈を覆い隠して矢に従うことを命令し、人のない国境を越えてこの地に来られようか。要するに、この上ない罪は、すべて士大夫にある。細民は知恵がなく、むだに一朝の怒をもらし、まだ得ていない利を獲得しようとし、一生および代々の災いを顧みない。これを責めることはできない。」<sup>28</sup> これらの意味上から言って、清朝はこのように素早く明に取って代わることができ、より多くの明朝政府の腐敗とこれに起因して発生した人心の離反とを利用した。「彼らがわが中国を盗むことができたのは、もとは我が民心の離叛に乗じて、それによってその威力を張り、だから至る所風に望んで散り散りに敗走し、戦わずして天下を盗み取ったのである。」<sup>29</sup> ちょうど小宅生順が「中国はどうしてあわただしく捕虜に沈んだのでしょうか」と問うた時、朱舜水の回答も同様に「その人民を失う」であった。その「ひとたび異変があれば、すぐ瓦解に至る」は、完全にふだんの「官職にある者は理を治めることを知らず、ただ重税を課して搾取する」状態がもたらしたことである。このような状況では、たとえ大明の軍事が装備して、また多くの「鳥、銃、高手〔文化人〕」と「鉄砲」があったとしても、いったん「人心が背理してしまった」以上、「強い兵力は、十分に盗賊の資本となり得る」<sup>30</sup>のであった。

しかし、続いて討論すべき第三点は、もしかすると朱舜水の「官を拜命せず」の最も深層なる原因を促すかもしれない。彼は早くから明朝の学術問題に関心を持ち始め、明朝の疾患の原因は、全く政治と分離しようがなく、かつ極めて大きく政治の運行を左右された政府の官学にあると考えた。「官吏は利益をむさぼり、国家代々の福運を衰えさせている。どうして学問心術が破壊するものでなからうか。だから『四書』『五経』の講説するところは、目新しいものでなければ俗を驚かすことができず、割裂したものでなければ時節に投わせることができない。これらはひとしく聖人の正義ではない。彼らはもともと修身、齐家、治国、平天下に意はない。注釈の解となると、別紙に示した。嘉隆、万暦年間では、学徒を集めて講学し、各書院を創建し、門を分け戸を別って、それ

<sup>28</sup> 『中原陽九述略』「致虜之由」(『朱舜水集』上册、第1頁)を参照。

<sup>29</sup> 『中原陽九述略』「滅虜之策」(『朱舜水集』上册、第11-12頁)を参照。

<sup>30</sup> 『答小宅生順書十九首』之三(『朱舜水集』上册、第314頁)を参照。

それが師であった。聖賢精一の主旨は闡明せず、玄黄水火の戦いに日々煩わされている。高き者は徳性の良知に勝ろうとし、下き者はむだに高い冠に広い袖を重ね着し、優孟〔のような似て非なる者〕が手のひらを打って、世の笑いとなる。<sup>31</sup> 当然、このような弊害を知って、日本人も知るようになった時、朱舜水は感慨ひとしおであった。「一日翁が余に語って言った、『中国の逆乱は、既に天啓（明の熹宗をさす、1621-1627）に始まる。』と。当時、国政を預るものに理学の党があり、文章の党があつて、日々互いに悪口を言つて、権力を争つてやまなかつた。その後連年の凶荒で、泥棒は逆となり、鞭撻は位を奪つた。これら全てを狡い逆臣が禍根とした。」<sup>32</sup> 彼からすると、ただ「周孔の道」があり、これこそ「聖人の道」であり、これこそ學術の真経である。しかし明朝の學術がひどく中華學術の実務精神と周孔の学の体用の本質に背いたことによって、そのため、実学をあげめ尊ぶ朱舜水はこのような學術の雰囲気の中では抱負を実現し知恵に貢献するには、困難であると信じた。ただ以下のように、日本に定住した後、彼はやつと周孔の学を推進する「素地」が見つかったと自認する。「日本は、国は小さいが法が確立し、気は満たされて軽々しく生じ、繩を結んで理むべく、地を画いて囲むべき状態である。これより以前に、孔子の教があつたとは聞いていない。だから礼儀を好んでもまだ礼儀の本を知らず、廉恥を重んじても廉恥の初めに沿っていない。いったん人があり、孔子の道を教えれば、行すら人民全て堯舜となり、のきなみ爵位を授けることができる。むしろ八条の教は朝鮮に限つたものではない。」<sup>33</sup> 彼はそこで素朴な周孔精神を満たしている徳川光圀に対し、無限な望みを託した。「貴国〔日本〕は書を読み礼を好むことに主眼を置いています。聖人の学を盛んにしたいとの思し召しは、間違いなく非常な見識であり、また今日外野で推測するものではありません」、「今貴国〔日本〕が聖人の学を好むことができないのを憂慮するだけです。もし聖人の学を好むことができ、しかも堯となり舜となることができれば、どうして文章が中国に及ばないことを憂慮しましょうか。数年行えば効き目があらわれ、十年すれば成功することができます。どうしてこれを試さないのでしょうか。むだに淵に臨んで魚を羨むような嘆きをするのでしょうか。この語は釋氏の、風を捕えて影を捕まえるようなものではありません」、<sup>34</sup> 「周公が没してから聖人の道は行われぬのは、聖人がいないのではなくありません。聖王が現れなければ、聖人の道は行くことができません。……わたくしは幼少の頃、周官、周礼を喜び、慨然としてみずからこれらに会いたいと思ひました。不幸にも大故に遭つて、小さな筏に乗つて東しましたが、ここ〔日本〕で周公の威容儀表を拝することになりました。……近きは、日本国が詩、書を重視し、礼、楽、詩、書を説くのは、周公の道です。もしこれを修めて明らかにすることができれば、その治政はどうして限度がありましょうか。」<sup>35</sup> これも

<sup>31</sup> 『答安東守約書三十首』之三（『朱舜水集』上册、第174頁）を参照。

<sup>32</sup> 人見竹洞『舜水墨談』（『朱舜水集補遺』、台北學生書局1992年版、第249頁）を参照。

<sup>33</sup> 「聖像贊五首」（『朱舜水集』下冊、第560頁）を参照。

<sup>34</sup> 「答小宅生順問六十一條」（『朱舜水集』上册、第411-412頁）を参照。

<sup>35</sup> 「周公像贊」（『朱舜水集』下冊、第557頁）を参照。

恐らく舜水のいわゆる「僕が深く貴国〔日本〕に望あり」の一語の深い意味のあるところなのである。<sup>36</sup>

### 三、「明徴君」の称号の活用と利用に対して

前で述べたように、朱舜水は「十二回官を拜するも就かな」かったが、「明の徴君」あるいは「明の徴士」の称号については異常に重視し、死ぬまで軽んずることを許さなかった。「徴君」とはあたかも高貴と権威という壁によって作られた光星の環と記号のようであった。朱舜水の人生それぞれの段階、特に海外で事に従事した全体の過程にあって、これらの称号は皆その他の要素に取って代わることができない効果を発揮した。その理由をこまかに調べてみると、以下のようないくつかの現れあるいは隠れる方面があって、研究者が特に関心を持つに値すると考える。

まず、前近代の「華夷秩序圏」に就いて言えば、「徴君」はある程度国境を超えることができる高貴と威厳を体現していた。たとえ明の朝廷が衰微し、社稷が危ない時でも、千百年以来中華世界の権力と権威を形成し、周辺国家の中ではまだ十分に余力があった。この方面は華人の身上に自覚なき気高い意識を表していると同時に、周辺の各国はこれに対して気高い接受と尊敬を表した。これも朱舜水が安南の時に困窮してまた魯王『敕諭』を求めた理由である。時には、たとえ現地の国主が頑迷であっても、もし道理がはっきりしていたら、心から承服させる効果をも受け取ることができる。朱舜水の安南に対する提醒は教訓としても、この点を説明している。「最近、中国の喪乱によって、天は崩れ落ち地は裂け、逆虜は道理にたてつき、国土全体が穢れている。外国人は義に死ぬべきではないが、隠れようとしてもその場所がない。これを聞き丘文莊公(丘浚)は云う、「安南、朝鮮は、礼を知る国」と。だからここに遁走してきたのだ。太公や伯夷がかつて東海や北海に居て天下を待ったが、これは作り話ではない。今貴国が外国人に喜ばしい恵みを与えることができなければ、それまでである。貴賤の諸君がここに来て、あるいは相に問う者があり、その質問が宜しきものでないのは、結局、〔舜水を〕褻客とした意図を知らないためなのか。……以降どうかふたたびないように願う。」<sup>37</sup>そこで、当(安南)の差官が「茹主(華言では大王を指す)が諸儒を徴した際、どのように議論するか」という問題を提出した時、朱舜水の回答は権威と標準を示していた。「天子が徴を言っ  
てこそはじめて大王はただちにすべて東京トシケンの地を保有するが、中国はすべてその位号を回復しても、天子の感化も及ばぬ異民族の地の一諸侯王に過ぎない。これをどうして徴と言おうか。」差官はうなずいて、『派!派!派!』(平声、ちょうど華言の是是是である。)と続けて八九回言った。<sup>38</sup>

その次に、「徴君」の権威と価値がひとたび列国の知るところとなれば、さらに称号

<sup>36</sup> 『答小宅生順問六十一條』(『朱舜水集』上册、第411頁)を参照。

<sup>37</sup> 『安南供役紀事』(『朱舜水集』上册、第26-27頁)を参照。

<sup>38</sup> 『安南供役紀事』(『朱舜水集』上册、第16頁)を参照。

を所有する者に大きな便宜をもたらすだけでなく起死回生の効果をも手にすることができる。上述の朱舜水の差官問題に対する回答は、その実態はみずからの経験を例に採った道理であった。安南人が唯々諾々としてできたのは、彼らが朱氏の身分に対してすでにある程度聞いていたためである。しかし、安南人が本当に理解したのは朱舜水の素性を理解する前であって、命令に抵抗して遵わない彼の態度に触れ、実は殺したかったのである。命がけの肝心な時に、舜水は自らの特殊な身分を思い付いた。彼はすでに頭を切り落とす準備をしていたけれども、かつ彼自身の事を根拠として後に思い出している。当時はまだ恐れられて「堂々たる男子」と呼ばれていたが、次の話柄は、恐らく以後の事を頼む以外を除いては、これに比べて更に重要な何とか生き延びようとする暗示が加えられている——舜水はひそかに「黎の医官に対して云った、『我は大明の徴士である。これは国家百八十年来挙行されていない典礼・儀式である。公は徴士がいかなる名なのか分からぬのは当然であるが、わたくしは崇禎十七年、弘光元年に、前後して二回徴せられたが、就かなかつた。……我は外国に来て十三年……一人として我を知る者はない。今日死ぬのならば、どうしても一言しなければならぬ。私の死後、……なんじらは我が骨を拾おうとはしないだろうが、もし拾えるのであれば、題して『明徴君朱某之墓』としていただきたい。』<sup>39</sup>しかし、舜水は死を目前にして尋常な沈着さ淡泊さを超えていたが、そのことがかえって安南人にこの仕儀の不正常さを容易に窺わせた。このような異常な行動は、また彼に公然と自らの特殊な身分を闡明する絶好の機会を提供させたのである。「本日、李姓、耀浦と字する者が来た。この艘を迎えて言った、『世間ではこのような狂人（朱舜水を指す）がいることを信じない』と。李は云った、『まだその人を知らない。ひとたび見ればわかるのだが、狂人と言われるには必ず理由がある』と。……この艘はもう一度瑜わたくしを呼んで問うた、『徴士とは何であるか』と。しかも云った、『言葉が分からないので、紙と筆とを授けて書かせよ。』と。瑜わたくしはただちに書いた、『崇禎十七年、徴せられたが就かなかつた。弘光元年にまた徴せられたが、就かなかつた……今大王は不拝が礼であることを察せず、突然激怒している。瑜はさらに何の言葉があろう。殺すも可、監禁するも可、拘留するも可、ただ拜命してはいけないと願うだけだ。本年正月監国魯王の勅書を欽奉し、ほかに膳黄がある。再び贅言せず。』<sup>40</sup>細かいところは、朱舜水の起死回生の謎を解くことについては、あるいは助けとなる。明朝の属邦となった安南の中原においては、筆談はできたが言葉は通じなかった。しかし朱氏の日記は語っているように、かつて答えたのは当然朱舜水の後事を処理した黎の医官であり、彼は同時に「通事」（翻訳）も兼任した。これは安南に向かう朱氏の身分を実証するにあたって、働きとして非常に重要であった。そこで、「十五歳以降、各官で会いに来る者は、礼貌隆重、国王および尊官の礼を示すようにしているから、ただ不拝に止まっているのである」<sup>41</sup>の効果が、「国王がこれを聞いて、黎の医官に云った、『こ

<sup>39</sup>『安南供役紀事』（『朱舜水集』上册、第19頁）を参照。

<sup>40</sup>『安南供役紀事』（『朱舜水集』上册、第19–20頁）を参照。

<sup>41</sup>『安南供役紀事』（『朱舜水集』上册、第22頁）を参照。

れは大人である。大なる才能と学問と大なる学問を、あの者はどのように理解したのか』<sup>42</sup>などがあったことで、朱舜水に対する態度が百八十度大転曲したのである。この奇跡の発生は、意外にも朱氏に魯王への返信の時にも特に提起させた。「臣は平日行き来していた諸人とは、すでに死別している。初八日、国王（安南王）の駐屯する所に来て、……国王に会い、臣は『欽奉敕書特召恩貢生頓首拜』の名刺を備えた。臣は何度も詔勅され、国家では徴士となり、普通の官吏とは違う。どうして外国の廷に膝を屈し、国典を辱めようか。だから深々と拜命しないのは礼なのである。」<sup>43</sup>これは事後の上奏報告であるため、言葉の間には自らの明室に対する忠誠心が誇張され、この場を利用して自己の社会的地位の気高さを明示している。「官を拜命して就かない」という往事に至っては、おわびの気持ちはなく、かえって少しひそかな喜びがあったのである。

第三に、「徴君」の名号に隠された価値は朱舜水にとって流亡国の土地行政を考慮するのに都合がよかった。周知のように、舜水は復明の大業に対する望みがなくなった後、1659年に日本で定住し、23年後に江戸で病死した。朱氏の在日居留は、「唐人を禁留することすでに四十年」<sup>44</sup>の幕府の言い方に対して、はっきりとした例外とすることができる。しかし、朱舜水の海外経歴の価値について言えば、安南は称号を重視し、また学識を重視したようである。しかも日本は、さらに称号と学識を重視したのであり、また「不拜」と「邦仇」をも重視したのである。その中で、「不拜」とは舜水の晩明の政治に対する否定的態度であり、「邦仇」とは舜水の満清の文明に対する蔑視である。朱舜水が日本に居留する前に書いた『上長崎鎮巡掲』は、故意にかかわらずか日本のこの二つの偏重に対応しているようである。「辛卯の歳の十月日、朱之瑜謹んでかけ示す。わが国の国運は末世にあたり、悪人が貪り国政は乱れ、その結果小民の恨みを招き、天下は逆虜に失われました。瑜に面を覆わせ理性を失わせ、官吏を採用することはゴミを拾うかのようです。しかし私が科挙に応じないのは、瑜の祖父、父、兄は代々科挙をお受けし、代々朝廷による名号辞令の下賜をお受けしました。（が、この世の中にあって）どうして平気で辮髮髻首し、狐や豕のすがたをして、臣として仇の捕虜となりましょうか。しかし私が死なないのは、瑜は明経孝廉に挙げられ、三度の徴辟を蒙るという経験をしておりますが、天下が大いに乱れ、君子の道が消滅したのを見るにつけ、固く辞退して就かず、君禄を受けなかったのです。」<sup>45</sup>これが意味しているのは、晩明に対して、彼には政治的親近感がなく、しかも清朝に対しては、文化的親近感がなかったということである。政治的親近感がなければ、「徴辟不就」は情理にかなっており、しかも文化的親近感がなければ、「以臣仇虜」も全くできない。これは決して日本人による「中朝事実」の夢想と「華夷変態」の誇張に苦心して迎合したのではないが、朱舜水の明清の間の両側に関わりない境遇は、強い説得力を備えている「今瑜の帰路は絶たれた」という独貧

<sup>42</sup> 『安南供役紀事』（『朱舜水集』上册、第28頁）を参照。

<sup>43</sup> 『安南供役紀事』「上監國魯王謝恩奏疏」（『朱舜水集』上册、第16頁）を参照。

<sup>44</sup> 『與孫男毓仁書』（『朱舜水集』上册、第48頁）を参照。

<sup>45</sup> 『上長崎鎮巡掲』（『朱舜水集』上册、第37頁）を参照。

の事実を証明するだけでなく、さらに政治上と文化上にあつては、日本の「他人」を引き取る際の憂慮あるいは警戒心を解除したのである。彼は仇清の問題では誇張された表現と各種の機会を捉えて繰り返し「徴すと雖も拜せず」の経歴を宣伝したのは、決してこの方面への考慮がなかったのではない。日本の一面的な反復深問は、恐らく決して大衆一般が理解できるような単純なものではない。求められている質問とは、もし「明清鼎革」の発生がなかったら、朱舜水は海外逃亡期間にあつて、あのような「大明の衣冠」を固守できたかであろうか。また、もし徳川光圀が「義は周粟を食わず」の伯夷、叔斉に対する無比の尊敬並びにこのような尊敬でもって舜水の身上に敬意を払わなければ、朱氏は日本にある間、自らの「明征君」という称号をあのように強調することはできたか。答えがどうであるかは重要でなく、重要なのは朱舜水と水戸藩の人々との段取りがすでに日本と中国とあつて陽に陰に発酵したのかどうかである。まずは「(舜水) 天和二年四月十七日、江戸駒籠の邸宅にて死去した。享年八十有三。常陸久慈郡大田郷瑞龍山の麓に埋葬される。梅里公は文恭先生と諡してその徳を顕彰し、みずからその墓に題して『明徴君』としてその志をあらわした。」<sup>46</sup>、その次は「むかし孔子は言った、「大道が行われていた古代は、三代それぞれの最適な時期……」と。瑜はいつもこの書を読んで、感慨深いため息をついて言った、『吾はどうやって親しくまみえようか』と。しかしできないのである。今幸運にも好友の高潔さにめぐりあうのは、個人的には近世の中国では実行できなかつたが、日本では容易である。日本では他人とはできないが、上公とは容易である。」<sup>47</sup>、第三は「大明の遺臣舜水朱徴君」は、「日本に身を寄せ、包み隠して時機待っていた。存亡ではその志を改めなかつた。」<sup>48</sup>である。これら三点はそれぞれ意味を持っている。1、「明征君」の称号に対する堅守は、朱舜水を中日両国の間に永久不変の人格と国家の尊厳を勝ち取らせた。2、「明の徴君」に対する内外の反応と権威の鑑定とを通じて、「周孔の道」が示す「聖人」の政治を証明し、それは日本でのみ実現することができた。3、「存亡ではその志を改めなかつた」「朱徴君」の、「中国の恢復でなければ、帰らないと誓う」<sup>49</sup>という仇清の志は、また後の東アジアの構造における大きな変化となり、ひとすじの深い伏線に埋めた。この点は、特に軽視してはいけないであろう。

周作人『陽九述略』によれば、清末にある人が『朱舜水全集』から『中原陽九述略』と『安南供役紀事』の二文を書き写したことがあり、それらを一冊に印刷して単行本とし、大型封筒上には楕円の朱文の印があつて、革命を宣伝する教材とした。<sup>50</sup> 梁啓超はまた言いう、「彼(朱舜水)の満州に抵抗する精神は、老年に至つても衰えなかつた。彼の

<sup>46</sup> 安積覺『明故徴君文恭先生碑陰』(『朱舜水集』下冊、第 631 頁)を参照。

<sup>47</sup> 『元旦賀光源國書八首』(『朱舜水集』上冊、第 113 頁)を参照。

<sup>48</sup> 大學頭藤原信篤『舜水先生画像賛』(『朱舜水集』下冊、第 744 頁)を参照。

<sup>49</sup> 今井弘濟・安積覺『舜水先生行實』(『朱舜水集』下冊、第 619 頁)を参照。

<sup>50</sup> 林俊宏『朱舜水在日本的活動及其貢獻研究』(台北：秀威資訊科技股份有限公司 2004 年、第 42 頁)を参照。

著述に『陽九述略』一篇があって、内訳は「致虜之由」、「虜禍」、「滅虜之策」などの条に分かれ、巻末には「明孤臣朱之瑜泣血稽顙謹述」と題している。この他、『文集』の中にはこの種に関する話柄が多い。この種の話柄は清朝末期の青年の眼中に入れば、電気に触れるようなのが普通で、震動してすぐ跳び、ここ20年の政治変動に対する影響はきわめて大きい。<sup>51</sup>これに対して、「甲午戦争」前後の日本人は、眼で見て、心で喜んだ。日本側の高級諜報人員である宗方小太郎は指摘している。「予は明治十七年初冬に中国に行き、以後反旗を挙げる者は多いが、しかし今日の盛んさには及ばない。以前の武装反乱者はほとんど名義なしに謀叛したが、今の武装反乱者はすべて明の祭祀を恢復することを名義としている。その理由はどこにあるのか。曰く、「恢復明朝」の一語は最も人心を扇動しやすく、また人心の向かう所になるからである。」<sup>52</sup>彼はこの騒動を利用し、はては甲午戦争中に日本を代表して中国の民衆に向かって言語激烈な「討清檄文」を發布したのである。「清朝氏はもともと長城の外の一蛮族であり、命令を受ける徳ではない以上、また中国に功なく、朱明の衰運に乗じて、暴力強奪し、偽って一時と定めて、臨機応変の才は続出し、巧みに天下を操った。当時の豪傑は武力で抵抗できず、恨みを飲み憤を抱いて今日に至る。思うにいわゆる人衆は天に勝つ者である。今日は天が人に勝つ時を定めてまさにここに至った。……そもそも貴国の民族とわが日本民族とは種を同じくし、文を同じくし、倫理を同じくして、ともに栄えるという交誼があり、仇に屈服する気持ちはない。あなたがたに切望する、わが徒の誠意を諒とし、猜疑の念を絶ち、天人の賛成、反対を察し、天下の大勢に従って、義を中原にとえ、堅強な弟子を糾合して、革命軍は、清朝氏を境界線の外に追い払い、本当の豪傑を草むらから起たせて大事業を託し、その後稗政を革めて、人民の害を除き、虚文を去って孔孟政教の旨に従って、必ず三代帝王の治に復帰することを。わが徒はこのように希望して久しい。幸いに卿らの一唱を得たので、わが徒は宮に義〔士〕を聚めるべきである。だから船には食糧、兵器を載せ、期日を決めて助けに参りましょう。時は失ってはいけない、機会はふたたび来ないのである。古人が言っているではないか。天が不取に与せば、反対にその罪を受ける。卿らは速やかに起たれよ。明祖の笑うところとはなりますまい。」<sup>53</sup>「檄文」にみえる「復明」の呼びかけは、「明清鼎革」後に朱舜水が日本へ行って「師を請うた」時の言葉と、大体同じである。孫中山の「驅逐韃虜、恢復中華」の「排滿革命」宣言とはわずかな差違があろう。後藤新平の見解に至っては、いっそう人に熟慮させる。彼は言う。「明季徴君朱之瑜は、隣邦〔明〕に推挙された至琛であり至宝である。道義ならば心肝を貫き、學術ならば王業を主としたが、それらを実行できずに母国に思いを馳せ、却って衣鉢を我が国に伝えたのである。朱明のためには泣くべきであるが、之瑜のためにはむしろ慶賀すべきである。……之瑜は義として秦を帝とせず、魯連の志をしつ

<sup>51</sup> 梁啓超『中國近三百年學術史』（北京：東方出版社1996年版、第96頁）を参照。

<sup>52</sup> 『宗方小太郎日記』〔附：中國大勢之傾向〕（戚其章主編『中國近代史資料叢刊續編』、『中日戦争』（6）、北京：中華書局1993年、第129頁）を参照。

<sup>53</sup> 宗方小太郎「開誠忠告十八省豪傑」（漢文）（『日清戦争実記』、東京：博文館1894.8-1896.1）を参照。

かりと守り、遂には東海を越え、義公の知遇を得て、湊川〔神社にある楠木正成〕の碑とともに不朽千古の人となった。その純粹で忠実な尊王精神に比べて、一つに交じり合っているにもかかわらず押さえられ、沈黙しながらも覚醒、醸成されて、二百年ばかり経過した。遂に志士の勤王の提案となり、一転して王政復古し、維新の大業を助けて成就させるに至り、その結果国運は今日の隆盛を極めていいる。われわれが之瑜から得たものは本当に大きい。……われわれが彼を撰取した理由が賞賛されたのは知っているが、彼がわれわれに託した理由も明確であったとすることができるのである。水に映った月、鏡に映った花〔のように実際には手に取ることができないもの〕を双方手に入れるとき、それはすぐれた招致となる。之瑜がわが国に赴いたのは、本当にこの道理を得ている。わたくしは之瑜に頼り、更に日本人の〔之瑜に〕欺かぬことが我が国史を一貫する方法なのだとして理解することを切望する。……もし泉下の之瑜に、われわれが今日の盛運を思いのままにしていることを知らせたならば、当然、非常に喜んで下駄の齒が折れるのも分からぬ程であろう。」当然、彼はある種の推測したような「おわびの気持ち」も表している。「もし更に禹域〔中国〕の戦乱後の危険な局面を知らせたならば、あるいは悲しんで長くため息をついて嘆くだらうか」<sup>54</sup> この意味から言って、20世紀初めという時に「明の徴君」はすでに「帰化人」に変化していたのかどうかに関する中日学界の論争は、明らかに別の意味合いがあったのである。<sup>55</sup>

<sup>54</sup> 後藤新平『朱舜水全集序』（『朱舜水集』下冊、第796-797頁）を参照。

<sup>55</sup> 李大钊『筑声剑影楼紀丛』「東瀛人士关于舜水事迹之争讼」（原載1913年5月1日、『言治』月刊第1年第2期。『李大钊全集』第一卷、北京：人民出版社2006年、第24-27頁）を参照。また拙稿『关于朱舜水“日本归化”問題的再思考』（徐興慶編『朱舜水與近世日本儒學的發展』、台北：台大出版中心2012年版）を参照。